

⑤

令和7年10月24日

石川労働局長
八木 健一 殿

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年8月28日付け石労発0828第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店又は総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 6 0 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日